

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日モデル工事」実施要領 新旧対照表（令和5年4月）

<p style="text-align: center;">＜ 改定後 令和5年4月 ＞</p>	<p style="text-align: center;">＜ 現 行 令和4年11月 ＞</p>
<p>宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日モデル工事」実施要領</p> <p>第1 ～ 第9 [略]</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和2年10月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和3年10月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和4年3月31日以前に入札公告したモデル工事で令和4年4月1日以降に完成検査を行うものについては、要領第8条第1項における工事成績考査への加点評価は令和4年4月1日施行の要領を適用する。</p> <p>この要領は、令和4年11月1日から施行する。ただし、令和4年10月31日以前に入札公告したモデル工事については従前の要領による。</p> <p><u>この要領は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p>別紙1 [略]</p>	<p>宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日モデル工事」実施要領</p> <p>第1 ～ 第9 [略]</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和2年10月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和3年10月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和4年3月31日以前に入札公告したモデル工事で令和4年4月1日以降に完成検査を行うものについては、要領第8条第1項における工事成績考査への加点評価は令和4年4月1日施行の要領を適用する。</p> <p>この要領は、令和4年11月1日から施行する。ただし、令和4年10月31日以前に入札公告したモデル工事については従前の要領による。</p> <p>【新設】</p> <p>別紙1 [略]</p>

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日モデル工事」実施要領 新旧対照表（令和5年4月）

<p style="text-align: center;">＜ 改定後 令和5年4月 ＞</p>	<p style="text-align: center;">＜ 現 行 令和4年11月 ＞</p>																								
<p style="text-align: right;">別紙2</p> <p style="text-align: center;">入札公告及び特記仕様書への「週休2日モデル工事」である旨の明示</p> <p>1. 入札公告への明示 「週休2日モデル工事」は、入札公告に以下のとおり記載するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>入札公告 ○. その他 (○) 本工事は、週休2日モデル工事（発注者指定型・受注者希望型）の対象工事である。 ↑ どちらかを記載すること</p> </div> <p>2. 特記仕様書（施工条件明示書）への明示 「週休2日モデル工事」は、特記仕様書（施工条件明示書）及び入札公告への明示と整合を図り、齟齬の無いように留意すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #e0ffe0;"> <th colspan="4">1.5 「週休2日モデル工事」の適用の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">(1) 「週休2日モデル工事」</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">◎対象</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">○実施困難工事</td> <td style="width: 70%;"> 1. 「週休2日モデル工事」の対象工事の場合は、宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日モデル工事」実施要領に基づき行うこととする。 なお、「週休2日モデル工事」の型式については、下記(2)のとおりとする。 2. 実施要領は農政庁農村振興課ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/)に掲載していること。参照すること。 3. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されることを踏まえ、令和6年4月には、週休2日の確保を目指すことから、「週休2日モデル工事」での発注を原則とする。ただし、災害復旧工事など工事期間が限定されるなど確保が難しい場合は、例外的に週休2日対象工事とし、その場合は「実施困難工事」として下欄にその理由を記載すること。 実施困難工事の理由 (例) ・災害復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2) 「週休2日モデル工事」の型式</td> <td style="text-align: center;">◎発注者指定型</td> <td style="text-align: center;">○受注者希望型</td> <td> 1. 発注者指定型の場合は、当初積算時に4週8休以上を確保した場合の経費の補正を行うこととし、設計変更時に達成状況に応じた補正の見直しを行うこととする。 2. 受注者希望型の場合は、設計変更時に達成状況に応じた経費の補正を行うこととする。 なお、(1)が実施困難工事の場合は、当該項目は対象外となる。 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">別紙3 ～ 別紙5 [略]</p>	1.5 「週休2日モデル工事」の適用の有無				(1) 「週休2日モデル工事」	◎対象	○実施困難工事	1. 「週休2日モデル工事」の対象工事の場合は、宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日モデル工事」実施要領に基づき行うこととする。 なお、「週休2日モデル工事」の型式については、下記(2)のとおりとする。 2. 実施要領は農政庁農村振興課ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/)に掲載していること。参照すること。 3. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されることを踏まえ、令和6年4月には、週休2日の確保を目指すことから、「週休2日モデル工事」での発注を原則とする。ただし、災害復旧工事など工事期間が限定されるなど確保が難しい場合は、例外的に週休2日対象工事とし、その場合は「実施困難工事」として下欄にその理由を記載すること。 実施困難工事の理由 (例) ・災害復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため	(2) 「週休2日モデル工事」の型式	◎発注者指定型	○受注者希望型	1. 発注者指定型の場合は、当初積算時に4週8休以上を確保した場合の経費の補正を行うこととし、設計変更時に達成状況に応じた補正の見直しを行うこととする。 2. 受注者希望型の場合は、設計変更時に達成状況に応じた経費の補正を行うこととする。 なお、(1)が実施困難工事の場合は、当該項目は対象外となる。	<p style="text-align: right;">別紙2</p> <p style="text-align: center;">入札公告及び特記仕様書への「週休2日モデル工事」である旨の明示</p> <p>1. 入札公告への明示 「週休2日モデル工事」は、入札公告に以下のとおり記載するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>入札公告 ○. その他 (○) 本工事は、週休2日モデル工事（発注者指定型・受注者希望型）の対象工事である。 ↑ どちらかを記載すること</p> </div> <p>2. 特記仕様書（施工条件明示書）への明示 「週休2日モデル工事」は、特記仕様書（施工条件明示書）及び入札公告への明示と整合を図り、齟齬の無いように留意すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #e0ffe0;"> <th colspan="4">1.4 「週休2日モデル工事」の適用の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">(1) 「週休2日モデル工事」</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">◎対象</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">○対象外</td> <td style="width: 70%;"> 1. 「週休2日モデル工事」の対象工事の場合は、宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日モデル工事」実施要領に基づき行うこととする。 なお、「週休2日モデル工事」の型式については、下記(2)のとおりとする。 2. 実施要領は農政庁農村振興課ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/)に掲載していること。参照すること。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2) 「週休2日モデル工事」の型式</td> <td style="text-align: center;">◎発注者指定型</td> <td style="text-align: center;">◎受注者希望型</td> <td> 1. 発注者指定型の場合は、当初積算時に4週8休以上を確保した場合の経費の補正を行うこととし、設計変更時に達成状況に応じた補正の見直しを行うこととする。 2. 受注者希望型の場合は、設計変更時に達成状況に応じた経費の補正を行うこととする。 なお、(1)が対象外の場合は、当該項目も対象外となる。 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">別紙3 ～ 別紙5 [略]</p>	1.4 「週休2日モデル工事」の適用の有無				(1) 「週休2日モデル工事」	◎対象	○対象外	1. 「週休2日モデル工事」の対象工事の場合は、宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日モデル工事」実施要領に基づき行うこととする。 なお、「週休2日モデル工事」の型式については、下記(2)のとおりとする。 2. 実施要領は農政庁農村振興課ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/)に掲載していること。参照すること。	(2) 「週休2日モデル工事」の型式	◎発注者指定型	◎受注者希望型	1. 発注者指定型の場合は、当初積算時に4週8休以上を確保した場合の経費の補正を行うこととし、設計変更時に達成状況に応じた補正の見直しを行うこととする。 2. 受注者希望型の場合は、設計変更時に達成状況に応じた経費の補正を行うこととする。 なお、(1)が対象外の場合は、当該項目も対象外となる。
1.5 「週休2日モデル工事」の適用の有無																									
(1) 「週休2日モデル工事」	◎対象	○実施困難工事	1. 「週休2日モデル工事」の対象工事の場合は、宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日モデル工事」実施要領に基づき行うこととする。 なお、「週休2日モデル工事」の型式については、下記(2)のとおりとする。 2. 実施要領は農政庁農村振興課ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/)に掲載していること。参照すること。 3. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されることを踏まえ、令和6年4月には、週休2日の確保を目指すことから、「週休2日モデル工事」での発注を原則とする。ただし、災害復旧工事など工事期間が限定されるなど確保が難しい場合は、例外的に週休2日対象工事とし、その場合は「実施困難工事」として下欄にその理由を記載すること。 実施困難工事の理由 (例) ・災害復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため																						
(2) 「週休2日モデル工事」の型式	◎発注者指定型	○受注者希望型	1. 発注者指定型の場合は、当初積算時に4週8休以上を確保した場合の経費の補正を行うこととし、設計変更時に達成状況に応じた補正の見直しを行うこととする。 2. 受注者希望型の場合は、設計変更時に達成状況に応じた経費の補正を行うこととする。 なお、(1)が実施困難工事の場合は、当該項目は対象外となる。																						
1.4 「週休2日モデル工事」の適用の有無																									
(1) 「週休2日モデル工事」	◎対象	○対象外	1. 「週休2日モデル工事」の対象工事の場合は、宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日モデル工事」実施要領に基づき行うこととする。 なお、「週休2日モデル工事」の型式については、下記(2)のとおりとする。 2. 実施要領は農政庁農村振興課ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/)に掲載していること。参照すること。																						
(2) 「週休2日モデル工事」の型式	◎発注者指定型	◎受注者希望型	1. 発注者指定型の場合は、当初積算時に4週8休以上を確保した場合の経費の補正を行うこととし、設計変更時に達成状況に応じた補正の見直しを行うこととする。 2. 受注者希望型の場合は、設計変更時に達成状況に応じた経費の補正を行うこととする。 なお、(1)が対象外の場合は、当該項目も対象外となる。																						

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日モデル工事」実施要領 新旧対照表（令和5年4月）

<p style="text-align: center;">＜ 改定後 令和5年4月 ＞</p>	<p style="text-align: center;">＜ 現 行 令和4年11月 ＞</p>												
<p style="text-align: right;">別紙6</p> <p style="text-align: center;">現場閉所状況に応じた工事成績審査における加点評価</p> <p>モデル工事の工事成績審査について、通常の審査項目の評価に加え、現場閉所状況や、「実施要領」第5条第5項及び第6条に基づく必要書類の提出状況等に応じて、以下のとおり加点評価を行うものとする。</p> <p>＜監督員・主任監督員＞</p> <table border="1" data-bbox="165 579 1099 1238"> <thead> <tr> <th>審査項目</th> <th>細別</th> <th>加点内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>【削除】</u></td> <td style="text-align: center;"><u>【削除】</u></td> <td style="text-align: center;"><u>【削除】</u></td> </tr> </tbody> </table>	審査項目	細別	加点内容	<u>【削除】</u>	<u>【削除】</u>	<u>【削除】</u>	<p style="text-align: right;">別紙6</p> <p style="text-align: center;">現場閉所状況に応じた工事成績審査における加点評価</p> <p>モデル工事の工事成績審査について、通常の審査項目の評価に加え、現場閉所状況や、「実施要領」第5条第5項及び第6条に基づく必要書類の提出状況等に応じて、以下のとおり加点評価を行うものとする。</p> <p>＜監督員・主任監督員＞</p> <table border="1" data-bbox="1151 579 2085 1238"> <thead> <tr> <th>審査項目</th> <th>細別</th> <th>加点内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 施工状況</td> <td>Ⅱ. 工程管理</td> <td> <p>減点項目である「<u>受注者の責により工期内に工事を完成することができなかった。</u>」、「<u>自主的な工程管理がなされず、監督職員が文書により改善指示を行った。</u>」に該当しない場合で、かつ、「<u>実施要領</u>」第5条第5項、第6条に基づく工程表等を所定の期日までに提出している場合は、以下の項目について、<u>現場閉所状況に関わらず適合項目として評価</u>するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ネットワーク工程表等による実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程管理を行った。 ■ 工程表の内容が検討され充実していた。 <p>また、同じく「<u>受注者の責により工期内に工事を完成することができなかった。</u>」、「<u>自主的な工程管理がなされず、監督職員が文書により改善指示を行った。</u>」に該当しない場合で、かつ、<u>4週間を通じ4日以上</u>の休工日を確保した場合は、以下の項目について、<u>適合項目として評価</u>するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 夜間や休日等の作業が少なかった。 <p>併せて、<u>余裕を持って工事を完成させた場合は</u>、以下の項目について、<u>適合項目として評価</u>するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 休日の確保を行いつつ、余裕をもって工事を完成させた。 </td> </tr> </tbody> </table>	審査項目	細別	加点内容	2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	<p>減点項目である「<u>受注者の責により工期内に工事を完成することができなかった。</u>」、「<u>自主的な工程管理がなされず、監督職員が文書により改善指示を行った。</u>」に該当しない場合で、かつ、「<u>実施要領</u>」第5条第5項、第6条に基づく工程表等を所定の期日までに提出している場合は、以下の項目について、<u>現場閉所状況に関わらず適合項目として評価</u>するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ネットワーク工程表等による実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程管理を行った。 ■ 工程表の内容が検討され充実していた。 <p>また、同じく「<u>受注者の責により工期内に工事を完成することができなかった。</u>」、「<u>自主的な工程管理がなされず、監督職員が文書により改善指示を行った。</u>」に該当しない場合で、かつ、<u>4週間を通じ4日以上</u>の休工日を確保した場合は、以下の項目について、<u>適合項目として評価</u>するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 夜間や休日等の作業が少なかった。 <p>併せて、<u>余裕を持って工事を完成させた場合は</u>、以下の項目について、<u>適合項目として評価</u>するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 休日の確保を行いつつ、余裕をもって工事を完成させた。
審査項目	細別	加点内容											
<u>【削除】</u>	<u>【削除】</u>	<u>【削除】</u>											
審査項目	細別	加点内容											
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	<p>減点項目である「<u>受注者の責により工期内に工事を完成することができなかった。</u>」、「<u>自主的な工程管理がなされず、監督職員が文書により改善指示を行った。</u>」に該当しない場合で、かつ、「<u>実施要領</u>」第5条第5項、第6条に基づく工程表等を所定の期日までに提出している場合は、以下の項目について、<u>現場閉所状況に関わらず適合項目として評価</u>するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ネットワーク工程表等による実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程管理を行った。 ■ 工程表の内容が検討され充実していた。 <p>また、同じく「<u>受注者の責により工期内に工事を完成することができなかった。</u>」、「<u>自主的な工程管理がなされず、監督職員が文書により改善指示を行った。</u>」に該当しない場合で、かつ、<u>4週間を通じ4日以上</u>の休工日を確保した場合は、以下の項目について、<u>適合項目として評価</u>するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 夜間や休日等の作業が少なかった。 <p>併せて、<u>余裕を持って工事を完成させた場合は</u>、以下の項目について、<u>適合項目として評価</u>するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 休日の確保を行いつつ、余裕をもって工事を完成させた。 											

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日モデル工事」実施要領 新旧対照表（令和5年4月）

＜ 改定後 令和5年4月 ＞			＜ 現行 令和4年11月 ＞		
＜総括監督員＞			＜総括監督員＞		
審査項目	細別	加内容	審査項目	細別	加内容
<u>【削除】</u>	<u>【削除】</u>	<u>【削除】</u>	2. 施工状況	II. 工程管理	<p>監督員・主任監督員の審査項目の「2. 施工状況－II. 工程管理」において減点項目である「<u>受注者の責により工期内に工事を完成することができなかった。</u>」「<u>自主的な工程管理がなされず、監督職員が文書により改善指示を行った。</u>」に該当しない場合で、かつ、「<u>実施要領</u>」第5条第5項、第6条に基づく工程表等を所定の期日までに提出している場合は、<u>以下の項目について、現場閉所状況に関わらず適合項目として評価するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 <p>また、同じく「<u>受注者の責により工期内に工事を完成することができなかった。</u>」「<u>自主的な工程管理がなされず、監督職員が文書により改善指示を行った。</u>」に該当しない場合で、かつ、「<u>実施要領</u>」第5条第5項、第6条に基づく工程表等を所定の期日までに提出している場合において、<u>4週間を通じ4日以上</u>の休日を確認し、<u>工期内に工事を完成させた場合は、以下の項目について、適合項目として評価するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 休日を確保しつつ、適切な人員管理と工程管理で工期内に工事を完成させた。
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	<p><u>現場閉所率が21.4%以上の場合は、評価項目9. その他の項目に、以下のとおり記載し、加</u>点するものとする。ただし、工事特性による加</p> <p>点の範囲は他の評価項目を含めて10点以内とする。なお、現場閉所率は「実績の現場閉所の累計日数」／「対象期間の日数」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 9. その他（理由：週休2日モデル工事－現場閉所率〇〇%） <ul style="list-style-type: none"> ・現場閉所率 21.4%以上 +2点 	4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	<p><u>現場閉所率が21.4%以上の場合は、評価項目9. その他の項目に、以下のとおり記載し、加</u>点するものとする。ただし、工事特性による加</p> <p>点の範囲は他の評価項目を含めて10点以内とする。なお、現場閉所率は「実績の現場閉所の累計日数」／「対象期間の日数」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 9. その他（理由：週休2日モデル工事－現場閉所率〇〇%） <ul style="list-style-type: none"> ・現場閉所率 21.4%以上 +2点

別図1 [略]

別図1 [略]